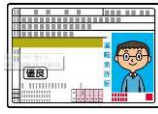


もし事故がおこったら…

① 被害者の確認



被害者の名前、住所、連絡先をご確認ください。

(被害が車の場合)

所有者・ナンバー・車種・修理工場の連絡先・担当者もご確認ください。

② 被害状況の確認

【対人の場合】



《施設利用者・業務従事者等以外》

治療費・交通費(※)の領収書を取っておいていただくようご案内ください。

治療完了後、治療費・交通費領収書コピーを回収の上、保険金振込先の確認が必要となります。

(※) 電車・バスをご利用の場合は、領収書の取付は不要ですが、ルートをご確認ください。



《施設利用者(観客等)》

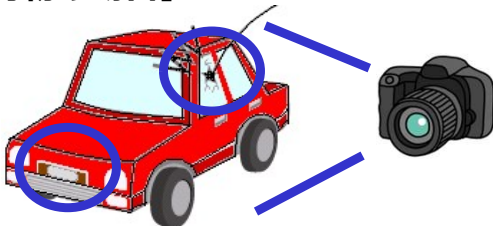
治療費・交通費(※)の領収書を取っておいていただくようご案内ください。

治療完了後、治療費・交通費領収書コピーを回収の上、保険金請求書類の取付が必要となります。

★ 治療費全額の保険金支払いができない場合がございます。

レジャー・サービス施設費用
保険での対応となります。

【対物の場合】



- ポイント1 : 破損状態がはっきり写っている
- ポイント2 : 全体が写っている
- ポイント3 : 車の場合は、ナンバープレートが写っている

損害状況がわかる写真を必ず撮ってください。携帯のカメラで撮影したものでも対応可能です。また、修理見積書・請求書のご手配をお願いします。

(保険金支払対象外の主なもの)

写真代、調査費用、屋根に上がる費用 等

(被害が車の場合)

修理工場連絡先をご確認ください。必要な場合は、レッカー・レンタカーを大手会社にてご手配ください。

③ 事故報告 F A X

必要事項をご確認の上、事故報告書にもれなくご記入いただき、下記まで F A X をお願いいたします。

平日(土日祝日・年末年始除く) 10:00~18:00 【F A Xは24時間受信可能】

F A X 番号

06-6231-9531

東京海上日動火災保険株式会社 取扱代理店

朝日新聞総合サービス株式会社 大阪保険事業部

物損の写真・修理見積書については、電話にて連絡後、メール送信をお願いします。

E-mail : ags-osakahoken@asahi.com

緊急連絡先(上記営業時間外) 事故受付のみの対応となります。契約者・証券番号をお伝えください。

東京海上日動火災保険株式会社

事故受付センター TEL:0120-720-110

契約者: 公益財団法人日本高等学校野球連盟

証券番号: (施設賠償責任) Y900008247

(レジャー・サービス施設費用 Y900008254)

示談交渉サービスはございません！

保険会社・代理店は被害者と直接お話しができません

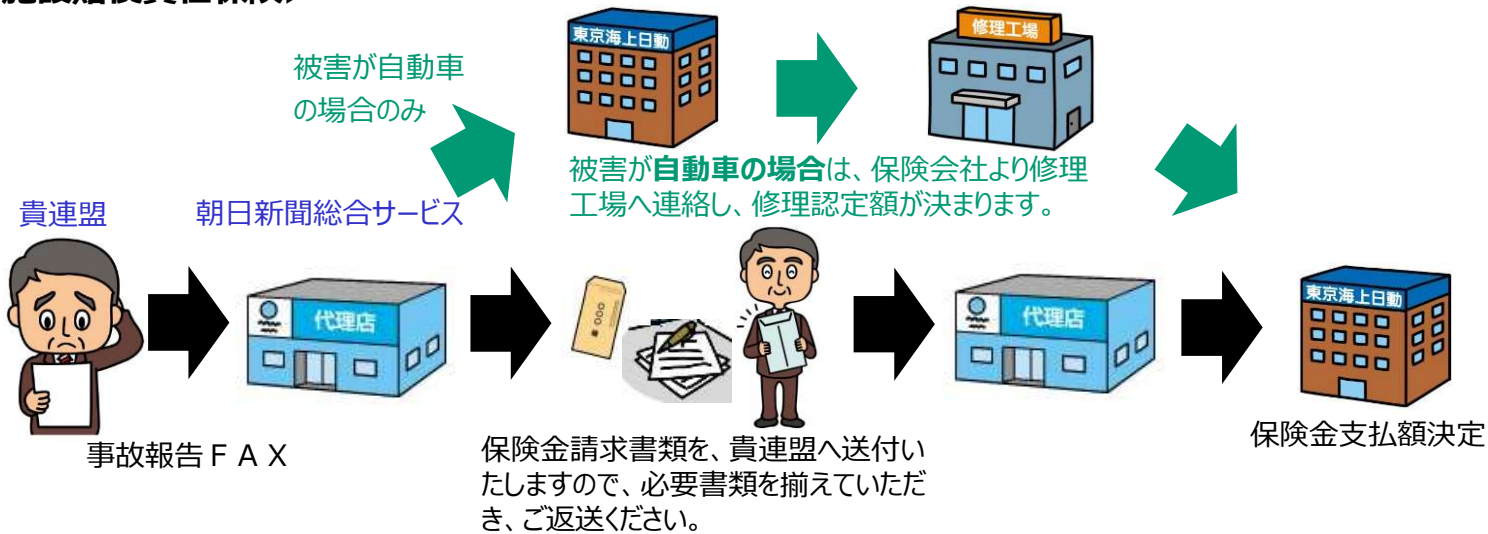
この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。

事故が発生した場合は、貴連盟（各都道府県担当者様）が被害者と直接示談交渉を進めていただくこととなりますので、ご承知置きください。（保険会社・代理店は、貴連盟と被害者の間に入ることはできません。）

尚、東京海上日動火災保険株式会社の承認を得ないで、示談された場合には、示談金額の全部または、一部を保険金としてお支払いできない場合がございますので、ご注意ください。

◇保険金請求手続きについて◇

<施設賠償責任保険>



※ 物損の場合は、メール等で先に写真・修理見積書をいただき、保険金支払額が決定してから修理にかかってもらうよう被害者へご案内ください。（修復に関わる費用が対象となるため、修復を超える部分につきましては、保険金支払い対象外となりますので、ご注意ください。）

※ 保険金支払額が決定しましたら、免責金額を差引いた金額をご指定口座へお振込みいたします。

※ 保険金お支払い口座につきましては、対人の場合は被害者の口座を、対物の場合は修理先口座をご指定いただきますようお願いいたします。

<レジャー・サービス施設費用保険>



※ 保険金お支払い口座につきましては、被害者もしくは親権者の口座をご指定していただきますようお願いいたします。親権者の場合は、健康保険証等の確認資料が必要となります。